

大津市移動等円滑化促進方針(案)
大津市バリアフリー基本構想(案)について

令和7年3月14日
建設部 地域交通政策課

1 大津市移動等円滑化促進方針(案)と大津市バリアフリー基本構想(案)に対するパブリックコメントの結果等について



(1) パブリックコメントの実施概要

案件名	大津市移動等円滑化促進方針(案)／大津市バリアフリー基本構想(案)
意見募集期間	令和6年(2024)12月26日～令和7年(2025)1月17日【23日間】
意見の提出方法	持参・郵送・メール・FAX
意見数	85名(93件)

(2) パブリックコメントの内訳について(※重複あり)

- 今後の取組の参考とさせていただくもの…………… 11件
 - 例 施設のトイレに関するもの
 - 移動等円滑化促進方針の内容表現に関するもの
 - 用語解説の充実に関するもの など
- ご質問やご感想、案以外へのご意見…………… 87件
 - 例 エレベーターの設置に係るご要望に関するもの
 - 道路のバリアフリー整備に関するもの
 - 公共交通の利用促進に関するもの など

1 大津市移動等円滑化促進方針(案)と大津市バリアフリー 基本構想(案)に対するパブリックコメントの結果等について

(3) パブリックコメントに対する回答(案) について【抜粋】

該当 頁	ご意見(要約)	市の考え方	意見の件数 (※重複あり)
全般	高架駅のエレベーター未設置の駅に早期にエレベーターを設置してほしい。	次期基本構想では、高架駅でエレベーターが未整備の駅を中心とした地区を重点整備地区に位置付け、エレベーター設置を含めたバリアフリー化を促進する地区としております。施設設置管理者である西日本旅客鉄道(株)に対し、エレベーターの早期整備を、引き続き要望してまいります。	82件
全般	公共交通の利用促進を図ってほしい。	利用促進に関するご意見につきましては、今後の施策等推進の参考といたします。	2件
全般	トイレの洋式化や機能の充実を図ってほしい。	トイレに関するご意見につきましては、施設設置管理者に周知を図ります。	3件
26 27	バリアフリー整備する際の歩道の幅を明記したらどうか。	既存道路は様々な形態があることから、一様に歩道の幅(歩道幅員)を明記できません。なお、既存道路の歩道整備時には、原則、道路移動等円滑化基準に則した整備を目指してまいります。	1件
27 28	街路樹帯によって歩道の幅員が狭くなっている箇所について、街路樹の撤去等による拡幅整備も考えてはどうか。	街路樹の撤去につきましては、歩道を拡幅する上で有効と考えますが、周辺住民の方の理解等を得ながら進める必要があります。今後の施策等推進の参考といたします。	1件
76	UDタクシー等の語句説明の充実を図ってほしい。	用語解説に追記します。	1件

※ 全てのパブリックコメントに対する回答(案)は、参考資料になります。

2 大津市移動等円滑化促進方針(案)と大津市バリアフリー基本構想(案)について



(1) 修正箇所について

赤字部: 修正箇所

① 大津市移動等円滑化促進方針(案) 10ページ (表記の修正)

修正前

(3) 鉄軌道駅のバリアフリー化の状況
市内鉄軌道駅のバリアフリー化の状況について、視覚障害者誘導用ブロックは全ての駅で設置されていますが、段差の解消や車いす対応のトイレが設置されていない駅が見られます。

表: 市内鉄軌道駅のバリアフリー化の状況

路線	駅名	駅員の常駐	段差の解消		改札口	視覚障害者誘導用ブロック	車いす対応トイレ	券売機			構内案内
			車いす可 (道路～改札)	エレベーター (改札～ホーム)				音声案内	点字案内	テンキー	
JR	琵琶湖線	大津	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	琵琶湖線	膳所	△	○	○	○	○	○	○	○	○
	琵琶湖線	石山	○	○	○	○	○	×	○	○	○
	琵琶湖線	瀬田	△	○	○	○	○	×	○	○	○
	湖西線	北小松	△	×	×	○	×	×	○	○	
		近江舞子	△	×	×	○	×	×	○	○	
		比良	△	○	○	○	○	×	○	○	○
		志賀	△	×	×	○	×	×	○	○	
		蓬萊	△	○	×	○	×	×	○	×	
		和邇	△	○	○	○	○	○	○	○	○
		小野	△	○	○	○	○	×	○	○	○
		堅田	○	○	○	○	○	×	○	○	○
		おごと温泉	△	○	○	○	○	×	○	○	
		比叡山坂本	△	○	○	○	○	×	○	○	○
		唐崎	△	○	○	○	○	×	○	○	○
		大津京	△	○	○	○	○	×	○	○	○
京阪電車	石山坂本線	坂本比叡山口	○	○	-	○	○	○	○	○	○
		松ノ馬場	×	○	-	○	×	×	○	○	
		穴太	×	○	-	○	×	×	○	○	
		滋賀里	×	○	-	○	×	×	○	○	
		南滋賀	×	△	-	○	×	×	○	○	
		近江神宮前	×	○	-	○	○	×	○	○	
		京阪大津京	○	○	-	○	×	○	○	○	
		大津市役所前	△	○	-	○	×	×	○	○	
		三井寺	×	×	×	○	×	×	○	○	
		びわ湖浜大津	○	○	○	○	×	×	○	○	○
	京津線	島ノ関	×	○	×	○	×	×	○	×	
		石場	×	△	-	○	×	×	○	×	
		京阪膳所	○	○	-	○	×	○	○	○	○
		錦	△	○	×	○	×	×	○	○	
		膳所本町	△	○	×	○	×	○	○	○	
		中ノ庄	×	○	-	○	×	○	○	○	
		瓦ヶ浜	×	○	×	○	×	○	○	○	
		粟津	×	○	-	○	×	○	○	×	
		京阪石山	○	○	○	○	×	○	○	○	○
		唐橋前	×	×	×	○	×	×	○	○	
		石山寺	○	○	-	○	○	○	○	○	



修正後

(3) 鉄軌道駅のバリアフリー化の状況
市内鉄軌道駅のバリアフリー化の状況について、視覚障害者誘導用ブロックは全ての駅で設置されていますが、段差の解消や車いす対応のトイレが設置されていない駅が見られます。

表: 市内鉄軌道駅のバリアフリー化の状況

路線	駅名	駅員の常駐	段差の解消		改札口	視覚障害者誘導用ブロック	車いす対応トイレ	券売機			構内案内
			車いす可 (道路～改札)	エレベーター (改札～ホーム)				音声案内	点字案内	テンキー	
JR	琵琶湖線	大津	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	琵琶湖線	膳所	△	○	○	○	○	○	○	○	○
	琵琶湖線	石山	○	○	○	○	○	×	○	○	○
	琵琶湖線	瀬田	△	○	○	○	○	×	○	○	○
	湖西線	北小松	△	×	×	○	×	×	○	○	
		近江舞子	△	×	×	○	×	×	○	○	
		比良	△	○	○	○	○	×	○	○	○
		志賀	△	×	×	○	×	×	○	○	
		蓬萊	△	⊖×	×	○	×	×	○	×	
		和邇	△	○	○	○	○	○	○	○	○
		小野	△	○	○	○	○	×	○	○	○
		堅田	○	○	○	○	○	×	○	○	○
		おごと温泉	△	○	○	○	○	×	○	○	
		比叡山坂本	△	○	○	○	○	×	○	○	○
		唐崎	△	○	○	○	○	×	○	○	○
		大津京	△	○	○	○	○	×	○	○	○
京阪電車	石山坂本線	坂本比叡山口	○	○	-	○	○	○	○	○	○
		松ノ馬場	×	○	-	○	×	×	○	○	
		穴太	×	○	-	○	×	×	○	○	
		滋賀里	×	○	-	○	×	×	○	○	
		南滋賀	×	△○	-	○	×	×	○	○	
		近江神宮前	×	○	-	○	○	×	○	○	
		京阪大津京	○	○	-	○	×	○	○	○	
		大津市役所前	△	○	-	○	×	×	○	○	
		三井寺	×	×	×	○	×	×	○	○	
		びわ湖浜大津	○	○	○	○	×	×	○	○	○
	京津線	島ノ関	×	⊖×	×	○	×	×	○	×	
		石場	×	△○	-	○	×	×	○	×	
		京阪膳所	○	○	-	○	×	○	○	○	○
		錦	△	⊖×	×	○	×	×	○	○	
		膳所本町	△	⊖×	×	○	×	○	○	○	
		中ノ庄	×	○	-	○	×	○	○	○	
		瓦ヶ浜	×	⊖×	×	○	×	○	○	○	
		粟津	×	○	-	○	×	○	○	×	
		京阪石山	○	○	○	○	×	○	○	○	○
		唐橋前	×	×	×	○	×	×	○	○	
		石山寺	○	○	-	○	○	○	○	○	

2 大津市移動等円滑化促進方針(案)と大津市バリアフリー基本構想(案)について

(1) 修正箇所について

赤字部: 修正箇所

②～⑤ 大津市移動等円滑化促進方針(案) 26～29ページの主な修正点

修正前



マウントアップの歩道の改修



修正後



マウントアップの歩道の改修例

修正前



輝度比を確保した点字シートの設置



修正後



輝度比を確保した点字シートの設置例

2 大津市移動等円滑化促進方針(案)と大津市バリアフリー基本構想(案)について

(1) 修正箇所について

赤字部: 修正箇所

② 大津市移動等円滑化促進方針(案) 26ページ (注記の修正)

修正前

4-3 基本方針1 一体的なバリアフリー整備

一体的なバリアフリー整備を推進するにあたり、バリアフリーチェックを実施した結果、一定のバリアフリー整備が実施されている箇所でも、現在の基準や規格に適合していない箇所もあったことから、整備の考え方を以下のとおりとします。

(1)生活関連経路の整備の考え方

全体的な考え	一体的なバリアフリー整備を展開し、わかりやすく・安心して歩ける道路		
①道路の構造	・歩道の構造がマウントアップ形式の箇所については、可能な限り勾配を緩和した形で整備。		
			
	マウントアップの歩道の改修	セミフラット歩道の例	
②視覚障害者誘導用ブロック	・視覚障害者誘導用ブロックの設置が必要な箇所や、設置済みでも損傷している箇所を現在のJIS規格に適合するように整備。		
			
	損傷したブロックの改修	規格外のブロックの改修	規格外のブロックの改修
③歩道のない道路	・歩行者の安全確保に向けた、歩行空間の明確化等。		
			
	歩行空間の明確化の例	歩行空間の明確化の例	



修正後

4-3 基本方針1 一体的なバリアフリー整備

一体的なバリアフリー整備を推進するにあたり、バリアフリーチェックを実施した結果、一定のバリアフリー整備が実施されている箇所でも、現在の基準や規格に適合していない箇所もあったことから、整備の考え方を以下のとおりとします。

(1)生活関連経路の整備の考え方

全体的な考え	一体的なバリアフリー整備を展開し、わかりやすく・安心して歩ける道路		
①道路の構造	・歩道の構造がマウントアップ形式の箇所については、可能な限り勾配を緩和した形で整備。		
			
	マウントアップの歩道の改修例	セミフラット歩道の例	
②視覚障害者誘導用ブロック	・視覚障害者誘導用ブロックの設置が必要な箇所や、設置済みでも損傷している箇所を現在のJIS規格に適合するように整備。		
			
	損傷したブロックの改修例	規格外のブロックの改修例	規格外のブロックの改修例
③歩道のない道路	・歩行者の安全確保に向けた、歩行空間の明確化等。		
			
	歩行空間の明確化の例	歩行空間の明確化の例	

2 大津市移動等円滑化促進方針(案)と大津市バリアフリー基本構想(案)について

(1) 修正箇所について

赤字部: 修正箇所

③ 大津市移動等円滑化促進方針(案) 27ページ (注記の修正)

修正前

④歩道	・段差や勾配の大きな箇所・凹凸のある箇所については部分的に補修。 ・誘導ブロックの整備に併せて、舗装を改修。 ・グレーチングの網目が大きいものは細目に改修。 ・植栽、看板、自転車等で著しく歩行空間を侵しているものの適切な排除等。
	  
	勾配の大きな箇所の改善 凹凸のある箇所の改善 網目が大きい箇所の改善
⑤交差点	歩行者用信号の設置や音響信号や青時間延長ボタンの設置。
	 
	歩行者用信号(音響信号)の例 青時間延長ボタンの例

(2)生活関連施設の整備の考え方

施設については、下記基準に整合した一体的な整備を目指します。整備内容や時期について、施設設置管理者と十分に協議し、特定事業の設定を行います。



JR比良駅の整備完了写真

※バリアフリー整備に関する各施設の基準は、下記の省令で定められています。

- ・道路移動等円滑化基準
- ・公共交通移動等円滑化基準
- ・路外駐車場移動等円滑化基準
- ・都市公園移動等円滑化基準
- ・建築物移動等円滑化誘導基準

修正後

④歩道	・段差や勾配の大きな箇所・凹凸のある箇所については部分的に補修。 ・誘導ブロックの整備に併せて、舗装を改修。 ・グレーチングの網目が大きいものは細目に改修。 ・植栽、看板、自転車等で著しく歩行空間を侵しているものの適切な排除等。
	  
	勾配の大きな箇所の改善例 凹凸のある箇所の改善例 網目が大きい箇所の改善例
⑤交差点	歩行者用信号の設置や音響信号や青時間延長ボタンの設置。
	 
	歩行者用信号(音響信号)の例 青時間延長ボタンの例

(2)生活関連施設の整備の考え方

施設については、下記基準に整合した一体的な整備を目指します。整備内容や時期について、施設設置管理者と十分に協議し、特定事業の設定を行います。



JR比良駅の整備完了写真

※バリアフリー整備に関する各施設の基準は、下記の省令で定められています。

- ・道路移動等円滑化基準
- ・公共交通移動等円滑化基準
- ・路外駐車場移動等円滑化基準
- ・都市公園移動等円滑化基準
- ・建築物移動等円滑化誘導基準

2 大津市移動等円滑化促進方針(案)と大津市バリアフリー基本構想(案)について

(1) 修正箇所について

赤字部: 修正箇所

④ 大津市移動等円滑化促進方針(案) 28ページ (注記の修正)

修正前

4-4 基本方針2 継続したバリアフリー整備

市全域のバリアフリー化を推進するためには、生活関連施設や経路に設定されていない箇所でも、バリアフリー化を推進していくことが重要なことから、市全域で個別の継続的な整備を実施します。

まずは障害者・高齢者にとって危険な箇所から優先的に整備していく必要があります。

(1) 経路の整備の考え方

✓対策箇所の抽出方法

- ・各種団体からの要望、学区要望等
- ・道路パトロール等
- ・交通量が多い等

✓主な対策

- ・交差点部における誘導ブロックの設置
- ・部分的な歩道の段差解消(舗装補修、歩車道境界ブロック補修、街路樹帯の対策等)
- ・安全施設の補修(転落防止柵、横断防止柵、ポストコーン等)
- ・部分的な安全対策の実施(歩道帯の明示、区画線の改良等)
- ・区画線の補修
- ・歩行空間の確保(植栽・看板等で著しく歩行空間を侵しているものの適切な排除等)



交差点部における点字シートの設置



輝度比を確保した点字シートの設置



※植栽帯等によるバリアの解消



修正後

4-4 基本方針2 継続したバリアフリー整備

市全域のバリアフリー化を推進するためには、生活関連施設や経路に設定されていない箇所でも、バリアフリー化を推進していくことが重要なことから、市全域で個別の継続的な整備を実施します。

まずは障害者・高齢者にとって危険な箇所から優先的に整備していく必要があります。

(1) 経路の整備の考え方

✓対策箇所の抽出方法

- ・各種団体からの要望、学区要望等
- ・道路パトロール等
- ・交通量が多い等

✓主な対策

- ・交差点部における誘導ブロックの設置
- ・部分的な歩道の段差解消(舗装補修、歩車道境界ブロック補修、街路樹帯の対策等)
- ・安全施設の補修(転落防止柵、横断防止柵、ポストコーン等)
- ・部分的な安全対策の実施(歩道帯の明示、区画線の改良等)
- ・区画線の補修
- ・歩行空間の確保(植栽・看板等で著しく歩行空間を侵しているものの適切な排除等)



交差点部における点字シートの設置例



輝度比を確保した点字シートの設置例



※植栽帯等によるバリアの解消例

2 大津市移動等円滑化促進方針(案)と大津市バリアフリー基本構想(案)について

(1) 修正箇所について

赤字部: 修正箇所

⑤ 大津市移動等円滑化促進方針(案) 29ページ (注記の修正)

修正前

(2) 施設の整備の考え方

✓対策箇所の抽出方法

- ・各種団体からの要望、学区要望等
- ・ヒアリング調査やアンケート調査等

✓主な対策

- ・各施設に応じたバリアフリー整備
- ・安全対策の実施
- ・危険箇所の注意喚起



身障者用駐車場の設置



(施工前)

手すりの設置



(施工後)



点字ブロックの改良



点字プレートの設置



触知案内図の設置

(3) 公共交通に係る車両の考え方

公共交通に係る車両については、誰もが利用するため、バリアフリー化を推進していく必要があります。国の方針等を踏まえ、鉄道車両やバス、タクシーについてバリアフリー化に対応した車両の導入を促進します。

✓推進項目

- ・公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドラインに沿った車両の導入
- ・ノンステップバスの導入
- ・UD タクシーの導入

修正後

(2) 施設の整備の考え方

✓対策箇所の抽出方法

- ・各種団体からの要望、学区要望等
- ・ヒアリング調査やアンケート調査等

✓主な対策

- ・各施設に応じたバリアフリー整備
- ・安全対策の実施
- ・危険箇所の注意喚起



身障者用駐車場の設置例



(施工前)

手すりの設置例



(施工後)



点字ブロックの改良例



点字プレートの設置例



触知案内図の設置例

(3) 公共交通に係る車両の考え方

公共交通に係る車両については、誰もが利用するため、バリアフリー化を推進していく必要があります。国の方針等を踏まえ、鉄道車両やバス、タクシーについてバリアフリー化に対応した車両の導入を促進します。

✓推進項目

- ・公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドラインに沿った車両の導入
- ・ノンステップバスの導入
- ・UD タクシーの導入

2 大津市移動等円滑化促進方針(案)と大津市バリアフリー基本構想(案)について

(2) 特定事業の設定の考え方について

実施済
■

実施中
■

実施予定
...

		特定事業の内容	事業主体	R6年度						R7年度以降				
				10月	11月	12月	1月	2月	3月	R7	R8	R9	R10	R11.3
特定事業の設定	生活関連経路	道路特定事業	①市	バリアフリーチェックの実施(①②③)						必要に応じて特定事業の設定に向けて継続協議				
			②県	特定事業計画(カルテ)の作成										
			③国	特定事業の設定について協議										
	生活関連施設	公共交通特定事業	④西日本旅客鉄道株式会社	12月時点で特定事業に設定した事業を次期基本構想に反映					移動等円滑化促進方針の策定 バリアフリー基本構想の改定	整備の目途がついた事業は基本構想に随時追加 ↓ 特定事業の実施 ↑ 整備の目途がついた事業は基本構想に随時追加				
			⑤京阪電気鉄道株式会社											
		公共交通特定事業 路外駐車場特定事業 都市公園特定事業 建築物特定事業 交通安全特定事業	⑥公共施設設置管理者	特定事業の設定について協議										
路外駐車場特定事業 建築物特定事業			⑦民間施設設置管理者	意向調査の実施(⑦)	※ バリアフリーチェックの実施 ※ 特定事業計画(カルテ)の作成									

移動等円滑化促進方針の改定(予定)
バリアフリー基本構想の改定(予定)

※については必要に応じて本市が支援

- ✓ 令和6年12月時点で特定事業に設定した事業を次期基本構想に反映する。
- ✓ 施設設置管理者と協議の上で、整備の目途がついた事業は、随時特定事業の設定を行い基本構想に追加する。
- ✓ 追加で特定事業に設定する(した)場合は、バリアフリー推進協議会で報告する。

3 今後のスケジュール(案)について

